

## 障害者の福祉サービス・利用者負担が大きく変わります

障害者自立支援法の成立により、障害の種類ごとのサービスが一元化され、平成18年4月1日から順次、新しいサービス体系に移行します。

**対象者** 支援費制度（ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービス・施設入所など）や通院医療費公費負担制度などを利用されている方

### 主な変更点

- ① 今までの身体障害者、知的障害者、児童を対象としていた「支援費制度」と精神障害者のサービスをあわせて、「障害者自立支援制度」で提供することになりました。
- ② 更正医療、育成医療、精神障害者通院医療公費負担は、「自立支援医療」として統一されます。
- ③ 利用者負担は、平成18年4月1日から、サービス利用額の1割を払う「定率負担」制となり世帯の課税状況等にに応じて月額支払上限額が認定されます。

### 「障害者自立支援制度」の自己負担上限額（月額）

区分	世帯（※）の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下の人	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で上記以外	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

- ※所得を判断する際の世帯の範囲は、原則として住民票上の世帯です。ただし、税制上かつ健康保険の被扶養者でなければ特別的に障害者とその配偶者を別世帯とみなすことができます。
- ※サービス利用に伴う食費や光熱水費などは、別途自己負担となります。
- ※サービス利用者の預貯金額や資産状況等により、上記の表の上限額よりさらに軽減される場合があります。
- ※「自立支援医療」の自己負担上限額は、上記の表とは別に定められています。

④ 新しい制度へは、4月1日と10月1日の2回に分け段階的に移行します。

⑤ 公平なサービス利用のために支給決定の仕組みを透明化・明確化します。

また、サービスの必要性を判定する全国統一の基準や市町村審査会の仕組みを導入します。

### サービスを利用するには

事前に申請し、交付された「受給者証」が必要です。移行の対象となるサービスを利用していらっしゃる方へ手続きの書類を送付しております。ご不明な点は担当係までお問い合わせください。

**問合せ先** 社会福祉課地域福祉係（市役所1階 窓口①番）  
 ☎④28725（直通） ④31801

## 第16回全国公募「花の美術大賞展」

ビエンナーレ形式により今回は「絵画」を公募したところ、北は北海道、南は沖縄の全国各地から479点もの絵画作品が届きました。この中から審査（審査員：内山武夫、上村淳之・智内兄助）の結果、83点の入賞・入選作品が選ばれました。

**花の美術大賞**（1名）▽榎木高（大阪府）

**ゆめ賞（準大賞）**（1名）▽烏頭尾寧朗（神戸市）

**サルビア賞（新人賞）**（1名）▽鈴木宏明（神奈川県）

**根日女賞（優秀賞）**（10名）▽岡本甲作（神戸市）▽菅谷吉雄（奈良県）▽福永泰子（福岡県）▽榎田吉行（姫路市）▽中園健（明石市）▽前壽則（福井県）▽古川里香（神戸市）▽上田剛（福岡県）▽奥

### 花の美術大賞



「此岸」  
 榎木 高（大阪府）

### ゆめ賞（準大賞）



「時の忘れもの-夏の日に-」  
 烏頭尾寧朗（神戸市）

### サルビア賞（新人賞）



「昼下がり」  
 鈴木 宏明（神奈川県）

加西市から松尾正志さんが根日女賞を受賞されました。



「食卓Ⅱ」  
 松尾 正志（加西市）